

人口減少期の高島アイヌにおける家構成員の流動性のメカニズム

—天保5(1834)～明治4(1871)年—

遠藤 匡 俊*

漁撈・狩猟・採集生活をしてきたアイヌが和人の影響を受けるようになった段階で、家の構成員が流動的に変化していた現象が確認されている。しかし、家の構成員が流動的に変化する原因とメカニズムは不明であった。天保5(1834)～明治4(1871)年の高島アイヌでは、多くの家が高島場所内にとどまっていたが、家単位の居住者を追跡した結果、個人の家間移動が激しく、家の構成員は流動的に変化していた。家間移動回数を比較すると、家構成員が流動的に変化していた高島・紋別場所では2回以上の移動者が多く、家構成員が固定的であった静内場所と樺太南西部ではほとんどが1回であった。すなわち、家構成員の流動性はおもに2回以上の移動者によって惹き起こされていた。高島アイヌで個人の家間移動が激しく生じたおもな原因は、高い死亡率と離婚である。とくに配偶者との死別・離別によって、親子・兄弟姉妹の居住する家へ移動したり、再婚のために他家へ移動するために2回以上の移動が生じ、家構成員は流動的に変化していた。家構成員の流動性は、必ずしも狩猟・採集という生業形態や遊動性とはかわりなく生じていた。

キーワード：アイヌ、江戸時代、北海道、家構成員の流動性、人口減少

I はじめに

1. 集団の流動性

集団の流動性は、現存の狩猟・採集社会の特徴として注目されてきた (Lee and DeVore, 1968; 田中, 1971; 原子, 1977; Tanaka, 1978; Ichikawa, 1978; 米山, 1988)。しかし、いずれの狩猟・採集社会も異民族と接触してからすでに長い時間が経過しており、しかも狩猟・採集という生業形態が集団の流動性といかにかかわるのが明確ではないために、集団の流動性が狩猟・採集社会本来の特徴であったのかどうかは依然として不明である (遠藤, 1988)。一方で、集団の流動性は牧畜民においても確認されることなどから、狩猟・採集という生業形態よりは、むしろ定住せず移動生活することが集団の流動性とかわるという見解がある (西田, 1984)。それでは、集団の流動性とは、生業形態が狩猟・採集や牧畜ではなく、しかも定住している社会においては確認されない現象なのであろうか。本研究では、西田 (1984) のいう定住¹⁾にほぼ相当

し、しかも本来の狩猟・採集生活がかなり損なわれた段階に達したアイヌ社会を対象として、集団の流動性について検討する。

2. 自然部落と強制部落

アイヌは、北海道およびその周辺に居住する一民族として、17世紀頃から文字に記録されるようになった。その記録によれば、おもに漁撈・狩猟・採集によって生計を営み、移動生活をしてきた (北海道史編纂委員会, 1981)。このように、まだ異民族 (和人) の影響をあまり受けていない段階における、漁撈・狩猟・採集生活を基礎とする自然発生的な集落は、自然部落といわれる (高倉, 1940)。東蝦夷地における享和3(1803)年の厚岸場所^{アツケン} (高倉, 1940) や江戸後期 (1800～1850年代) の十勝場所^{トカチ} (羽田野, 1981)、および、厚岸・十勝両場所を含む文化期 (1804～1817年) の東蝦夷地東部 (足利, 1968)、あるいは明治期の十勝川上流部 (Watanabe, 1972) や千島列島北部 (鳥居, 1903) でみられた集落は、自然部落に近いものとされる。

しかし、しだいに和人の影響を受けるようになる

*岩手大学教育学部

と、アイヌ本来の生活様式は損なわれ、集落は大きく変容することになる。その変容過程は大きく2つに分けることができる(足利, 1968)。1つは、和人が渡島半島南部から居住地を拡大させるのに伴い、アイヌが北方へ後退する過程であり、これは和入地と蝦夷地の境界の変遷過程として捉えることができる(榎森, 1981; リチャード・エドモンズ, 1981; 鈴江, 1983)。もう1つは、おもに蝦夷地²⁾において、アイヌが交易など日常生活を営むうえで和人に依存する度合いを高め、海岸の特定地へ居住地を移す過程であり、こうして形成された海岸集落は、強制部落といわれる(高倉, 1940)。西蝦夷地における文久2(1862)年の紋別場所^{モンベツ}(高倉, 1940)や幕末期の高島場所^{タカシマ}(長谷川, 1987)、あるいは文化期(1804~1817年)の東蝦夷地西部(足利, 1968)や同地域に含まれる安政5(1858)~明治4(1871)年の虻田場所^{アヅマ}(佐々木, 1978, 1981)でみられた集落は、強制部落とされる。

このように、自然部落はおもに東蝦夷地において、強制部落はおもに西蝦夷地および東蝦夷地西部において確認されている。これは、東蝦夷地と西蝦夷地では和入との接触による歴史的展開過程が異なり(奥山, 1979; 片上, 1992)、東蝦夷地や北蝦夷地(樺太)に比べて、西蝦夷地ではアイヌの人口減少が激しかった(アイヌ文化保存対策協議会, 1969)こととかかわると考えられる。

3. 強制部落段階における家と集落

アイヌはほぼ一定の本拠地を有し、そこから季節的・出稼ぎ的に移動しては、再び本拠地に戻っていたと理解³⁾されてきた。しだいに和入の影響を受けるようになり、強制部落段階になると、このような本拠地からの季節的・出稼ぎ的移動という移動形態は崩れ、定住的になっていたとされる(高倉, 1940; 足利, 1968)。定住的であったかどうかを明確にするためには、集落の位置の復元のみでは十分

ではなく、集落単位の居住者を追跡する作業が必要となる⁴⁾。強制部落段階における定住性を集落単位の居住者の追跡によって検討したものに、安政3(1856)~明治4(1871)年の虻田場所の一集落レングの報告(佐々木, 1981)と、安政3(1856)~明治10(1877)年の紋別場所⁵⁾の報告(遠藤, 1990)がある。これによって、集落の位置はほぼ一定しており、集落間で移動する家(家族)は非常に少なかったことが確認された。

こうして、強制部落段階における集落レベルの定住性は確認されつつあるが、家レベルにおいては、個人の家間移動によって家の構成員が大きく変化していたことが知られている。文久2(1862)年の紋別場所では、家と家の合併というかたちでの個人の家間移動が生じていた(高倉, 1940)。安政3(1856)年にオホーツク海沿岸地域の現地調査を行なった松浦武四郎も、紋別場所の各地において複数の家が1つの家屋に同居する事例を確認している(「松浦武四郎文書」による)。また、安政3(1856)~明治33(1900)年頃の紋別場所^{ユネベツ}の湧別川流域における30戸の家の系譜関係を復元し、配偶者を変える事例が多かったことが示された(丸瀬布町史編集委員会, 1974)。そして、長谷川(1987)は天保8(1837)~慶応4(1868)年の高島場所における6カ年次の史料を用いて家間移動者を確認し、とくに慶応4(1868)年まで存続した11戸の構成員を追跡して、他家への同居や再婚などによって家の構成員が変化しており、誰がその家を相続するかは一様ではなかったことを示した。

いずれの報告も個人の家間移動が生じていたことを示すものであり、強制部落段階においては家の構成員が大きく変化していたことを示唆するものである。しかし、必ずしも全員の所属する家を追跡していないために、家の構成員がどの程度に変化していたのかが不明である。通常、個人の家間移動は、婚姻および養子縁組やその解消あるいは出稼ぎ奉公な

どによって、多くの社会で確認されてきた現象であると考えられる。そのため、家間移動が生じること自体が問題になる訳ではなく、家間移動者数が人口に占める割合や移動の頻度などが他の地域あるいは集団と比較されることによって、はじめて家の構成員の流動性が検討されるものと考えられる⁶⁾。また、個人の家間移動が激しく生じることによって家の構成員が大きく変化する原因として、流行病による死亡、和人との雇用関係による出稼ぎ、和人の強制力がはたらいたことなどがあげられている（高倉，1940；丸瀬布町史編集委員会，1974；長谷川，1987）。しかし、それぞれの原因によって、いつ、誰が移動したのかが不明であり、その移動者数が総移動者数に占める割合はどの程度であるかは依然として不明のままである。したがって、強制部落段階における家の構成員の流動性については、まだほとんど検討されておらず、家の構成員が流動的に変化する原因とメカニズムについては、まだほとんど不明のままであるといえよう。

4. 目的

本研究の目的は、異民族（和人）との接触によって、本来の漁撈・狩猟・採集生活がかなり損なわれ、しかも定住化していたと考えられる天保5（1834）～明治4（1871）年の高島アイヌを取り上げ、家の構成員の流動性を確かめ、家の構成員が流動的に変化する原因とメカニズムを考察することである。

II 史料と方法

1. 史料

分析に用いた入手可能な現存の史料は、高島場所では「西川家文書」（小樽市博物館蔵）に含まれる天保5（1834）年から明治4（1871）年にかけての38カ年分の毎年の人別帳である。いずれの史料も、ほぼ全員の名前・年齢・親族名称などが記されており、ほぼ毎年の死亡者と出生者が記されている。た

だし、天保5（1834）年から天保10（1839）年までの史料には年齢のみは記されていない。

また、地域間比較のために、高島場所と同じ西蝦夷地では紋別場所、東蝦夷地では静内場所、北蝦夷地では樺太南西部を取り上げた。用いた史料は、紋別場所では、安政3（1856）年の「人別帳」（北海道立文書館蔵）、文久2（1862）年の「文久二年紋別郡人別帖」（北海道大学北方資料室蔵）、明治1（1868）年の「紋部地御場所土人家数人別書上」（北海道大学北方資料室蔵）、明治5（1872）年の「紋別郡旧土人戸籍簿」（北海道大学北方資料室蔵）、明治9（1876）年の「北見国第二十七大区小区紋別郡古民戸籍并人員帳」（北海道大学北方資料室蔵）と「北見国紋別郡古民姓名改正調⁷⁾」（北海道立文書館蔵）、明治10（1877）年の「北見国第二十七大区小四区紋別郡人別帳」（北海道大学北方資料室蔵）である。

静内場所では、安政5（1858）年の「松浦武四郎文書」（国文学研究資料館史料館蔵）、元治1（1864）年の「シツナイ御場所惣土人別家数名前書上」（北海道立図書館蔵マイクロフィルム）、慶応1（1865）年の「シツナイ御場所惣土人別家数名前書上」（静内町郷土館蔵）、慶応2（1866）年の「覚（シツナイ場所土人別帳⁸⁾」（北海道立図書館蔵マイクロフィルム）、明治4（1871）年の「稲田家静内郡支配中取調書」（北海道立文書館蔵）を用いた。

樺太南西部では、明治1（1868）年から明治7（1874）年にかけての7カ年次の「土人別調帳」（北海道立図書館蔵）を用いた。

2. 方法

高島場所における居住者名と年齢を年次を変えて照合することによって、家の場所内定住度を把握した。次に、家単位の居住者名と年齢を年次を変えて照合することによって、個人の家間移動を把握した。家単位に一人ずつ記された親族名称（父、母、夫、

妻、兄、弟、姉、妹など)を用いて、移動行為を共にした者どうしの親族関係、および、移動者と移動先の家の居住者との親族関係を分析した。

具体的には、天保5(1834)年に高島場所に記されたA1家が天保6(1835)年にも高島場所に確認されたとすると、A1家は高島場所内にとどまっていたことになる。そして、天保5(1834)年にA1家の構成員であるa1-1とa1-2が、天保6(1835)年にはA2家に確認されたとすると、a1-1とa1-2はA1家からA2家へ家間移動したことになる。さらに、天保5(1834)年のA1家および天保6(1835)年のA2家の各構成員の親族名称によって、a1-1とa1-2との親族関係が確認され、a1-1とa1-2の家間移動が婚姻によるものか否かが判明する。また、分析にあたっては、対象時期などが異なる他地域あるいは集団との比較という方法を用いた。なぜなら、家構成員の流動性は、流動性の程度が相対的に検討されてはじめて明確なものになり、流動性の高い地域と低い地域の比較によって、流動的変化の原因とメカニズムを探る糸口がみつかるものと考えられるためである。

なお、家族とは、最小かつ第一義的な社会集団で、人類のあらゆる社会にみられる普遍的な制度であり、通常、①血縁、②食事、③住居、④経済の4つの要素の統合体として捉えられている(中根, 1970)。史料として用いた「西川家文書」に記された最小の社会集団は、親子、兄弟姉妹などの血縁関係を主要構成員とし、同居者(厄介、合宿など)を含むことがある。この社会集団の数は家屋数とよく一致する。史料の分析によって、家族の4要素のうち血縁と住居については明らかになるが、経済(消費、生産、経営、財産)と食事(台所、かまど)については不明である。そこで、本稿では、親子・兄弟姉妹などの血縁関係⁹⁾を主要構成員とし、同居者を含むこともある、1つの家屋に居住する最小の社会集団を、家という用語で表現することにする。この家が家族

に相当するものであるが、高島アイヌの家の構成員は頻繁に変化しているため、通常の家族とは異なり、伝統的な日本のいえ(家)とも異なる。なお、建物を意味する場合には、家ではなく家屋という用語を用いた。

III 個人の家間移動と家構成員の流動性

1. 蝦夷地の時代区分

江戸時代の蝦夷地の歴史は、大きく4つの時代に区分されてきた¹⁰⁾。それは、①松前藩が治めていた前松前藩時代、②幕府が直轄地とした前幕府直轄時代、③再び松前藩が治めた後松前藩時代、④再び幕府が直轄地とした後幕府直轄時代である。高倉(1972)によれば、後松前藩時代(文政5(1822)～安政2(1855)年)は、千島方面でのロシアの脅威が去り、幕府の直轄から再び松前藩統治へ戻った時代であり、アイヌの人口減少が最も激しかった時代でもある。人口減少の直接的原因は、和人によってもたらされた流行病が蔓延したためで、間接的原因としては、アイヌの貧窮化、労働状態・生活様式の変化、それに伴う精神的打撃などがあげられている。後幕府直轄時代(安政2(1855)～明治1(1868)年)は、ロシアとの国境画定問題が千島から樺太へ移り、樺太を確保するためもあって再び幕府の直轄地としたとされる時代であり、アイヌの労働保全政策や保護・同化政策が強化された時代でもある。幕府のとった諸政策のなかで最も成功をみたのは人口保全政策であったという。安政3(1856)～安政4(1857)年には、アイヌを意味する文字が蝦夷、蝦夷人、夷人などから土人へと変わり、風俗、言語、名前、衣服などが和人化するなど、後幕府直轄時代には同化政策がかなり進められた(海保, 1974; 菊地, 1982; 海保, 1992)。

2. 高島アイヌの戸数・人口の変化

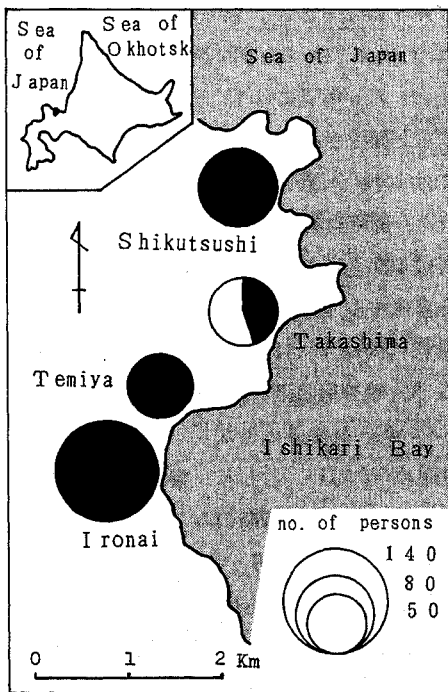
西蝦夷地の高島場所は、現在の小樽市北西部の色

内・手宮・高島・祝津付近に相当し、宝暦期頃から明治初期にかけては西川家が場所請負人として請け負い、鯨漁が盛んなことで知られた(小樽市, 1981)。天保期前半頃から和人の出稼ぎ漁民が増加し、しだいに高島場所に定住化した(長谷川, 1981)。慶応4(1868)年には、アイヌ人口が38人(男21, 女17), 和人の定住者が199人(男122, 女77), 和人の出稼ぎ者が265人(男168, 女97)となり、明治2(1869)年には、アイヌが35人(男18, 女17), 和人の定住者が297人(男168, 女129), 和人の出稼ぎ者が161人(男106, 女55)である(第1図, 「西川家文書」)。天保5(1834)~明治4

(1871)年頃の高島場所の漁業にとっては、和人の進出に伴い(田端, 1983; 山田, 1983), アイヌの果たす役割は低下していたとはいえ、慶応2(1866)年には、アイヌは年間をとおして鯨や鮭の加工作業や山仕事などに追われ、わずかな休暇しか与えられなかったという(長谷川, 1981, 1987)。このように、漁撈・狩猟・採集活動という自然部落段階におけるアイヌの生活は大きく変容していたと考えられる。

後松前藩時代における蝦夷地のアイヌ人口の減少は激しく、人口減少率は約25%と高かった。とくに西蝦夷地では半減に近いほど人口が減少し、西蝦夷地のなかでも高島場所の人口減少率は高いほうであった(足利, 1977)。高島アイヌの人口減少率¹¹⁾をみると、前幕府直轄時代(文化1(1804)~文政5(1822)年)に2.1%(4/193), 後松前藩時代(文政5(1822)~安政2(1855)年)に62.4%(118/189), 後幕府直轄時代(安政2(1855)~慶応4(1868)年)に46.5%(33/71)となる。時代別にみると、高島場所においても後松前藩時代に減少人口が118人と最も多く、人口減少率も62.4%と最も高かった。しかし、各時代の期間が異なるので、年平均人口減少率¹²⁾を求めると、前幕府直轄時代に0.1%, 後松前藩時代に2.9%, 後幕府直轄時代に4.7%¹³⁾となる。このように、人口保全政策が成功したとされる後幕府直轄時代に、むしろ最も高い年平均人口減少率の値を示しており、幕府の政策は高島場所においてはあまり有効ではなかったことがわかる。

天保5(1834)~明治4(1871)年の高島アイヌの戸数・人口の変化をみると、いずれも大きく減少している(第2図)。天保5(1834)年の戸数・人口は28戸・130人であるが、明治4(1871)年には7戸・25人となる。天保5(1834)年から明治4(1871)年にかけての高島場所におけるアイヌ居住者を追跡した結果、他場所への転出と判断される家は1例もなく、ほとんどの家が高島場所内にとどま

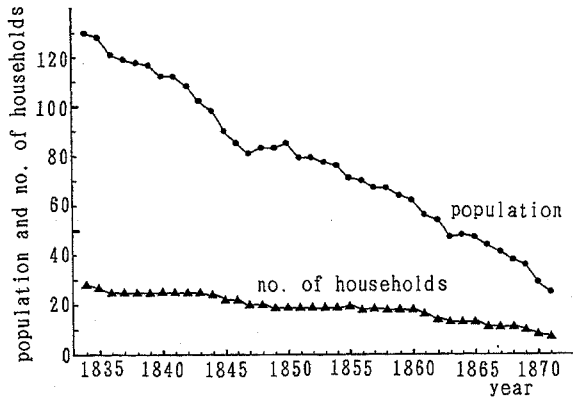


第1図 高島場所のアイヌ・和人の集落別人口(明治2(1869))

黒色部: 和人定住者 白色部: アイヌ
(「西川家文書」により作成)

Fig. 1 Population of the Wajin (old Japanese) and the Ainu by settlement in the Takashima district, 1869

The black part of the circle shows the Wajin who settled permanently; the white part of the circle shows the Ainu.



第2図 高島アイヌの戸数・人口
 (「西川家文書」により作成)

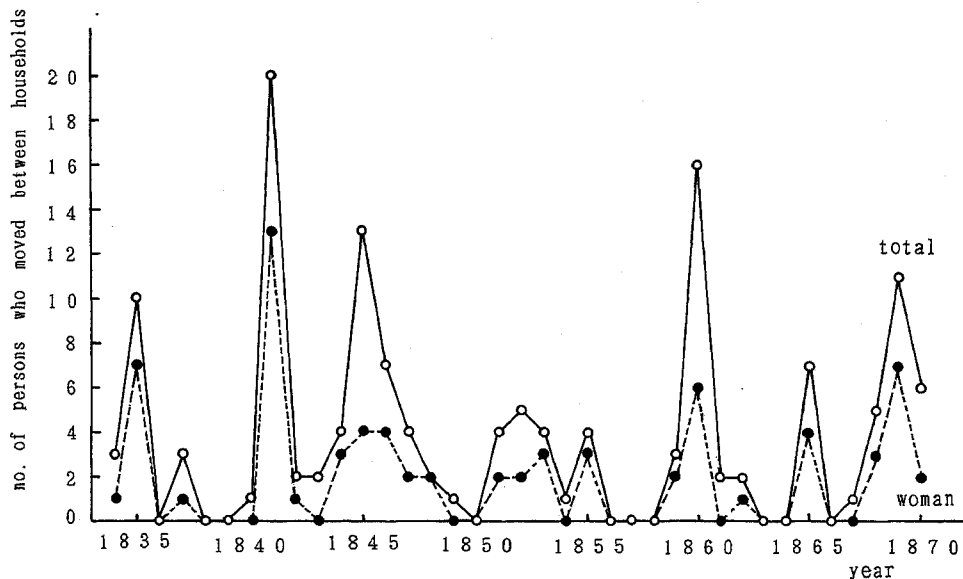
Fig. 2 Population and number of households of the Ainu in the Takashima district

っていたことがわかった。高島場所内における集落の位置とその変化を明確にすることはできないが、西田(1984)のいう、少なくとも1年間以上は集落を維持し、季節に応じた諸活動を集落から通える範囲内で行なう定住生活に近かったと考えられる。戸数の減少は、ほとんどの場合、家の構成員の他家への移動および死亡によるものである。ただし、家の構成員全員の死亡による絶家という事例は非常に少ない。高島場所におけるアイヌの人口減少は、ほとんどの年次において死亡者数¹⁴⁾が出生者数を上回っており、しかも他場所からの転入者が非常に少ないことによる¹⁵⁾。後松前藩時代(文政5(1822)～安政2(1855)年)の33年間のなかで、高島アイヌの分析に用いた史料は、天保5(1834)～安政2(1855)年の21年間である。年平均人口減少率は、後松前藩時代に2.9%、文政5(1822)～天保5(1834)年に3.1%、天保5(1834)～安政2(1855)年に2.8%であることから、対象期間における人口減少の動向は、後松前藩時代の人口減少の動向からそれほど逸脱するものではないと考えられる。

3. 個人の家間移動

38カ年分の毎年の人別帳を用いて、家単位の居住者全員の名前と年齢を、年次を変えて照合した結果(第3図)、家間移動者数の年変化はかなり大きいことがわかる。平均すると、1年間に約3.8人の家間移動者がみられたことになる。人口保全政策や保護・同化政策がまだ強化されていない安政2(1855)年以前においても、多数の家間移動者が確認されることが注目される。入手できた38カ年分の史料に基づき、断片的な史料しか得られない他地域との比較を考慮して、便宜上、第I期(1834～1840)、第II期(1840～1846)、第III期(1846～1852)、第IV期(1852～1858)、第V期(1858～1864)、第VI期(1864～1871)の6期に区分する。第I期(1834～1840)の6年間には16人(男9、女7)の家間移動者が確認され、第I期から第VI期までの全期間中には141人(男74、女67)の家間移動者が確認された。総移動者数の47.5%は女性である。

人口100人当たりで10年間に生じる家間移動者数を算出すると(方法は第1表脚注参照)、後松前藩時代(天保5(1834)～安政2(1855)年)に39.5人、後幕府直轄時代(安政2(1855)～慶応4(1868)年)に43.8人となり、時代による差異はあまり認められない。むしろ、第I期～第VI期の各期の期間は6年間(第VI期のみ7年間)であるが、移動者数はかなり異なる。各期について、人口100人当たりで10年間に生じる家間移動者数を算出すると、第I期18.9人、第II期59.4人、第III期31.3人、第IV期25.7人、第V期55.2人、第VI期97.4人となる。年平均人口減少率は、第I期2.5%、第II期4.5%、第III期1.2%、第IV期2.7%、第V期5.4%、第VI期8.9%である。移動者数が多い後幕府直轄時代の第V・VI期と後松前藩時代の第II期において、年平均人口減少率も高い値を示している。さらに、人口増加期の東蝦夷地の^{ソド}三石・^{シズナイ}静内場所や人口停滞期の北蝦夷地といわれた樺太南西部に比べ



第3図 高島アイヌの家間移動者数の年変化
 (「西川家文書」により作成)。

Fig. 3 Annual number of persons who moved between households, 1834-1871

第1表 人口100人当たりで10年間に生じた家間移動者数の推定

Table 1 Estimated number of persons per 100 inhabitants during a 10-years period who moved between households in five districts

地域	移動者数(人)
紋別	51.8
高島	49.1
三石	12.2
静内	11.8
樺太南西部	2.8

全移動者数 $\times \frac{10}{N} \times \frac{100}{\text{平均人口}}$ による。

ただしNは対象とした期間(年)で、紋別(21)、高島(37)、三石(13)、静内(13)、樺太南西部(6)である。

(遠藤(1991)を「西川家文書」により修正)。

て、人口激減期の西蝦夷地の高島・紋別場所の移動者数が多かった(第1表)。

以上のことから、個人の家間移動は、後幕府直轄時代の政策によって生じた現象というよりは、むしろ人口減少と関連して生じた現象であると推測される。

4. 家構成員の流動性

1) 移動単位

個人が家と家の間を移動するときに、移動行為とともにする単位を移動単位ということにする。高島場所では、全期間中に104例の移動単位が確認された。移動単位は、最低1人、最高5人から構成される。1人が単独で移動する移動単位は、全期間中に81例が確認され、これは全移動単位数の77.9%に相当する。2人が一緒に移動する移動単位は16例(15.4%)であり、1人ないし2人で移動する事例が多い。2人およびそれ以上の移動者によって構成される移動単位は、全部で23例である。この移動単位の構成員どうしの親族関係を示したものが第2表である。23例のなかの22例(95.7%)で親族関係が確認され、多くの場合には、親子が移動単位を構成している。母一子、父一子、父・母一子という親子が移動単位を構成する事例は17例であり、全体の74.0%に相当する。紋別場所においても親子が移動単位を構成する事例は68例であり、全体の

第2表 高島場所の移動単位（2人以上）の親族関係

Table 2 Kinship relationship of persons who moved in groups of two or more between households

親族関係		単位数			
親一子	母一子	母一息子 母一娘	6 3		9
	父一子	父一息子 父一娘	4 1	7	
		父一息子・娘	2		
父・母一子	父・母一息子・娘	1	1	17(74.0)	
夫婦 兄弟姉妹	夫婦 兄弟 姉弟		3		5(21.7)
			1		
			1		
不明			1	1(4.3)	
計				23(100)	

() 内の数値は% (百分比) である。
 (「西川家文書」 により作成)

83.0%に相当する (遠藤, 1990)

2) 婚姻のための家間移動

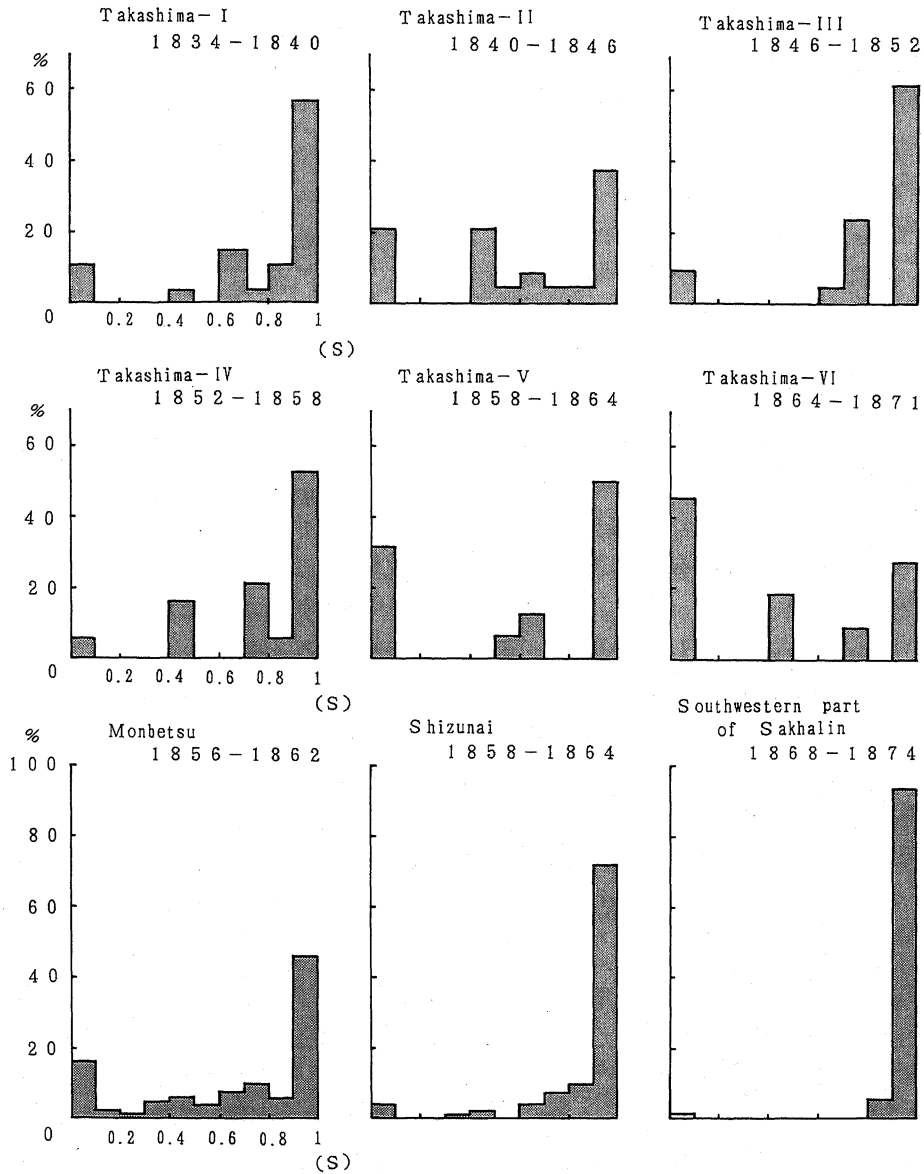
個人の家間移動は、婚姻による移動と婚姻以外による移動とに分類できる。婚姻による移動とは、嫁入り、婿入りのことであり、史料に、移動先の家で夫もしくは妻と記されていれば、結婚のために移動したものと判断される。夫とも妻とも記されていない場合には、婚姻以外による移動ということになる。家間移動者の一人一人について検討すると、婚姻による移動者は57人 (40.4%)、婚姻以外による移動者は84人 (59.6%) となる。性別にみると、男性の移動者は婚姻による移動者57人のうち23人、婚姻以外による移動者84人のうち51人である。しかし、2人およびそれ以上の者がともに移動する場合には、移動単位を構成する者の誰かが婚姻による移動と判断されるのは、23例のなかの8例 (34.8%) であった。この8例では、婚姻当事者の親族 (親、子、兄弟姉妹など) が婚姻当事者に付随するかたちで移動行為をともにしたものと解釈できる。すなわち、全移動単位数の54.8% (57/104)、全移動者数の50.4% (71/141) については、婚姻のた

めに家間移動をしていたと解釈できる。

3) 家構成員の維持率

高島アイヌにおいて、家の構成員が変化した度合いをみるために、家構成員の維持率¹⁶⁾(S)を求めた。年次間隔を6年とした場合に、家構成員の維持率の値をすべての家について求め、各維持率の階級 ($0 \leq S \leq 0.1$, $0.1 < S \leq 0.2$, $0.2 < S \leq 0.3$ …… $0.9 < S \leq 1$) ごとに占める家の数の割合を示したものが第4図である。対象とした家の数は、高島一I (28)、高島一II (24)、高島一III (21)、高島一IV (19)、高島一V (16)、高島一VI (11)、紋別 (108)、静内 (149)、樺太南西部 (77) である。ただし、高島は高島場所、紋別は紋別場所、静内は静内場所の略称である。高島場所の第I・II・III期は後松前藩時代に相当し、高島場所の第V・VI期、紋別場所、静内場所は後幕府直轄時代に相当する。樺太南西部は、後幕府直轄時代が終わり、北蝦夷地が樺太と改称され、開拓使が治めた時期であり、樺太がロシア領となる直前の国境未画定時代である。また、西蝦夷地の高島場所、紋別場所はいずれも人口減少期に相当し、東蝦夷地の静内場所は人口増加期、樺太南西部は人口停滞期に相当している。

樺太南西部と静内場所では、家構成員の維持率の高い事例 (とくに、 $0.9 < S \leq 1$ の階級) が多く、家の構成員は固定的であった。一方、高島場所と紋別場所では、維持率の値が0.5以下の事例がかなりみられ、家の構成員は大きく変化していたことがわかる¹⁷⁾。つまり、人口減少期の高島場所と紋別場所で家構成員の流動性がより高く、しかも年平均人口減少率が高い高島場所の第II・V・VI期で家構成員の流動性がより高いことがわかる。したがって、家構成員の流動性は、人口減少と大きくかかわっていると考えられる。



第4図 家構成員の維持率別家数の相対度数分布(6年間)

Sは家構成員の維持率の値。

(高島は「西川家文書」、紋別は「人別帳」(安政3)、「文久二年紋別郡人別帖」(文久2)、静内は「松浦武四郎文書」(安政5)、「シツナイ御場所惣土人人別家数名前書上」(元治1)、樺太南西部は「土人人別調帳」(明治1、明治7)により作成)

Fig. 4 Relative frequency distribution of the number of households by S index in four districts

S index shows the stability of household members.

IV 家構成員の流動性のメカニズム

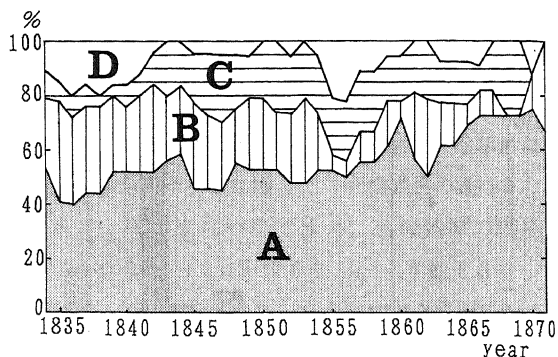
1. 高島アイヌの家の形態

アイヌの家族は、原則として一組の夫婦とその未婚の子女から構成されるといわれる（アイヌ文化保存対策協議会，1969；北海道史編纂委員会，1970；萩原，1987）。このような核家族形態は、明治期（1880年代）の十勝川上流域においても81.4%（48/59）を占めていた（Watanabe，1972）。高倉（1940）によれば、自然部落段階においては、核家族（一組の夫婦とその未婚の子女）、片親とその未婚の子女、夫婦、単独者、および、それぞれに上位世代の片親を含むものが主であり、強制部落段階になると、二組の夫婦の同居、養子（養女）や厄介などの同居、オジ・オバ・オイ・メイなどの同居という事例が多くなるという。

天保5（1834）～明治4（1871）年の高島アイヌにおける家の主要構成員（ただし、親族関係の不明な同居者を除く）の形態は、大きく3つに分類できる。それは、

- A. 自然部落型……核家族（一組の夫婦とその未婚の子女）、片親とその未婚の子女、夫婦、単独者、および、それぞれ上位世代の片親を含むもの。
- B. オジ・オバ・オイ・メイ型……オジとメイ、オバとオイなどオジ・オバとオイ・メイが同居するもので、自然部落型に傍系親族が加わったものが多い。
- C. 兄弟姉妹型……兄と妹、兄と弟など兄弟姉妹のみからなるもの、および、そのいずれかの配偶者を含むもの。

の3つである。文政5（1822）年における3つの形態の構成比は、自然部落型48.4%、オジ・オバ・オイ・メイ型38.7%、兄弟姉妹型3.2%である。平均すると、後松前藩時代（天保5（1834）～安政2（1855）年）には、それぞれ49.7%、26.4%、15.5



第5図 高島アイヌの家の形態

A：自然部落型 B：オジ・オバ・オイ・メイ型 C：兄弟姉妹型 D：その他

（「西川家文書」により作成）。

Fig. 5 Composition of household members (except for a dwelling-house inmate) in the Takashima district

%であり、後幕府直轄時代（安政2（1855）～慶応4（1868）年）には、それぞれ61.7%、11.8%、18.7%となる（第5図）。同化政策が進められた後幕府直轄時代には、むしろ自然部落段階でみられる自然部落型の増加傾向が読み取れる。自然部落型に含まれる核家族形態の構成比は、文政5（1822）年に25.8%、後松前藩時代に21.7%、後幕府直轄時代に23.9%とあまり変わらず、最大時でも40%未満である。強制部落段階で多いとされる、厄介、合宿などの同居者を含む家の割合は、後松前藩時代の5.9%から後幕府直轄時代の10.5%とわずかに増加しているが、最大でも安政4（1857）年と安政5（1858）年の22.2%であり、文政5（1822）年の41%に較べると全体的に低い。同じく、強制部落段階で多いとされる、二組以上の夫婦が同居する家は¹⁸⁾、常に存在した訳ではなく、文政5（1822）年、天保5（1834）～天保13（1842）年、嘉永6（1853）～安政7（1860）年、文久3（1863）～元治2（1865）年、明治3（1870）年にも確認された。その構成比は、文政5（1822）年に12.9%、天保5（1834）～天保12（1841）年に16～40%と高かったが、それ以後は12%以下であり、平均すると、後松前藩

時代に 10.6%，後幕府直轄時代に 5.6%である。また、養子・養女と記された事例は、嘉永 5（1852）年に養子、明治 3（1870）年に養子と養女、明治 4（1871）年に養父と記された 4 例（男 3，女 1）のみである。そのほか、養女とは記されていないが、天保 13（1842）年に養女と判断される事例が 1 例であった。

2. 家間移動回数

1) 高島アイヌの家間移動回数

分析に用いた史料は 38 カ年分であるので、居住期間は最低 1 年、最高 38 年となり、分析対象は 173 人（男 93，女 80）である。居住期間が 10 年を越えると移動者がかかなりみられるようになり、居住期間が 20 年を越えると移動回数が 2 回以上という移動者が多くなる。最高の移動回数は 7 回であり、これは居住期間が 38 年の移動者であった。ここで、居住期間が 2 年およびそれ以上の 162 人（男 89，女 73）を対象とすると、その約半数が最低 1 回は他の家へ移動している。移動回数に男女間の差異はあまりみられない。居住期間が 10 年およびそれ以上の 118 人（男 71，女 47）を対象とすると、1 回

も他の家へ移動しなかったのは 44 人（37.3%）であり、74 人（62.7%）は少なくとも 1 回は他の家へ移動していたことになる。

2) 家間移動回数の地域間比較

高島場所と樺太南西部では、毎年の史料（史料の年次間間隔 1 年）により、それぞれ居住期間が 2 年およびそれ以上の 162 人、589 人を対象とした。紋別場所、静内場所では、史料の年次間間隔が 1～6 年とまちまちなので、それぞれ居住年次数が少なくとも 2 カ年次およびそれ以上の 556 人、1,001 人を対象とした。第 3 表に示すように、高島場所と紋別場所では、約半数の者が最低 1 回は移動しており、静内場所や樺太南西部と比較して、2 回およびそれ以上の移動者が多い。高島アイヌでは、2 回およびそれ以上の移動回数という事例は 36 例であり、この人数は 96 人となる。これは、全移動例（1～7 回）の人数 141 人の 68.1%に相当する。同様にして、2 回およびそれ以上の移動例の人数が全移動例の人数に占める割合は、紋別場所 61.5%、静内場所 11.4%、樺太南西部 0%である。以上のことから、個人の家間移動による家構成員の流動性は、おもに、2 回およびそれ以上の移動者によって惹き起

第 3 表 家間移動回数の地域間比較

Table 3 Number of persons who moved between households, by number of movements in four districts

地域 移動回数	高 島		紋 別		静 内		樺太南西部	
	事例数	人 数	事例数	人 数	事例数	人 数	事例数	人 数
0	81(50.1)	81(36.4)	273(49.1)	273(38.2)	852(85.1)	852(84.3)	580(98.5)	580(98.5)
1	45(27.8)	45(20.3)	170(30.6)	170(23.8)	140(14.0)	140(13.9)	9(1.5)	9(1.5)
2	20(12.3)	40(18.0)	76(13.7)	152(21.3)	9(0.9)	18(1.8)		
3	12(7.4)	36(16.2)	29(5.2)	87(12.2)				
4	2(1.2)	8(3.6)	8(1.4)	32(4.5)				
5	1(0.6)	5(2.3)						
6								
7	1(0.6)	7(3.2)						
計	162(100)	222(100)	556(100)	714(100)	1,001(100)	1,010(100)	589(100)	589(100)

() 内の数値は% (百分比) である。

(高島は「西川家文書」、紋別は「人別帳」(安政 3)、「文久二年紋別郡人別帖」(文久 2)、「紋部地御場所土人家数人別書上」(明治 1)、「紋別郡旧土人戸籍簿」(明治 5)、「北見国第二十七大区小区紋別郡古民戸籍并人員帳」(明治 9)、「北見国第二十七大区小四区紋別郡人別帳」(明治 10)、静内は「松浦武四郎文書」(安政 5)、「シツナイ御場所惣土人人家数名前書上」(元治 1、慶応 1)、「覚」(慶応 2)、「稲田家静内郡支配中取調書」(明治 4)、樺太南西部は「土人別帳」(明治 1、明治 2、明治 3、明治 4、明治 5、明治 6、明治 7) により作成)。

こされていると考えられる。なお、高島場所における2人以上からなる移動単位の82.6% (19/23), その人数の86.7% (52/60)は、移動回数が2回およびそれ以上の移動者によるものである。その移動単位の親族関係は、第2表に示したように親子が中心である。

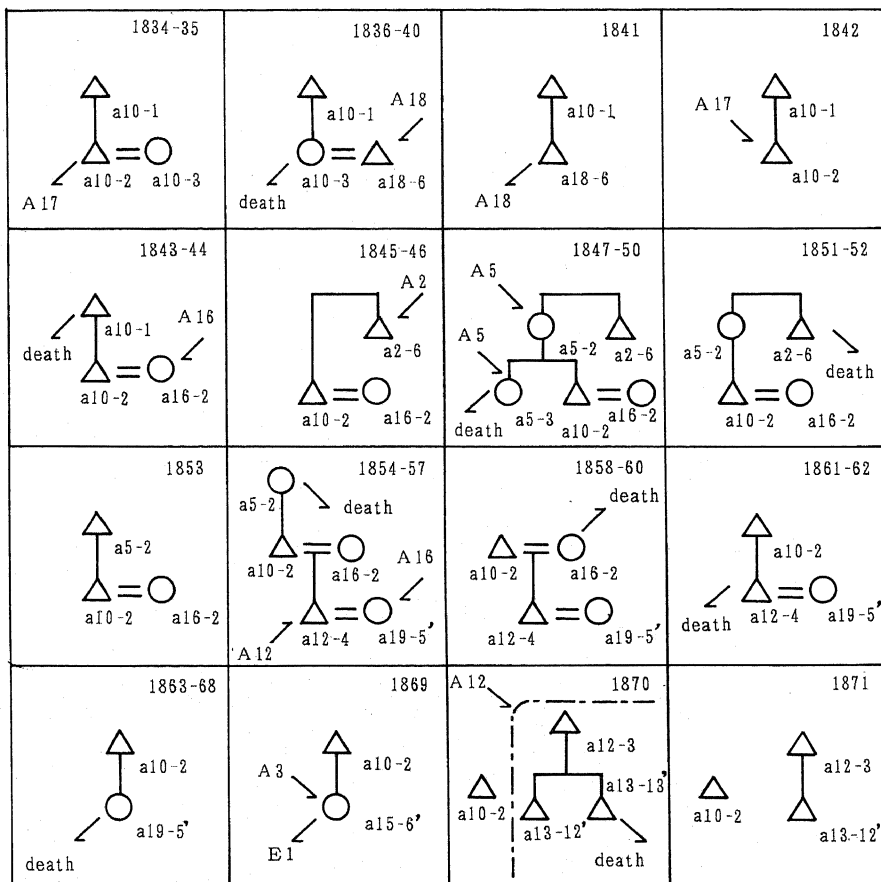
それでは、なぜ、2回以上の家間移動が生じるのであろうか。高島場所と紋別場所に共通することは、いずれも人口減少が激しかったことである。そこで、次に、2回以上の家間移動が生じるメカニズムを人

口減少を考慮に入れて分析する。

3. 家構成員の流動性のメカニズム

1) A10家の構成員の流動的変化

天保5(1834)年の史料に記されている家と家の構成員を、それぞれ次のように表記する。すなわち、19戸の家は、A1, A2……A19とし、71人の家構成員としての表記は、A1家の5人をa1-1, a1-2……a1-5とし、A2家の6人をa2-1, a2-2……a2-6とし、A19家の4人をa19-1, a19-2……a19-4



第6図 家の構成員の変化 (A10家の場合)

△:男 ○:女

A17, Eなどは家, a10-1, a16-2などは個人, 矢印は家間移動を示す。a19-5', a15-6', a13-12', a13-13'はそれぞれ天保5(1834)年以後にA19, A15, A13, A13各家で出生した構成員を示す。

Fig. 6 Change in the membership of household A10

△: male ○: female

とする。このとき、天保5(1834)～明治4(1871)年におけるA10家の構成員は第6図ようになる。天保5(1834)年のA10家は3人〔a10-1, a10-2, a10-3〕であったが、明治4(1871)年までそのままA10家に居住し続けたのは1人もおらず、A10家の構成員は流動的に変化していたことがわかる。対象期間中に、最低1カ年次でもA10家に所属したのは14人であり、それぞれの家間移動回数をみると、移動回数4回は1人(a15-6′), 2回は5人(a10-2, a18-6, a19-5′, a13-12′, a13-13′), 1回は6人(a16-2, a2-6, a5-2, a5-3, a12-4, a12-3), そして1回も移動しなかったのは2人(a10-1, a10-3)である。

天保5(1834)年にA10家に所属したa10-2は、父(a10-1)、妻(a10-3)とともに暮らす24歳の青年である。天保6(1835)～天保7(1836)年に青年(a10-2)はA17家へ婿入りし、代わりに妻(a10-3)は、A18家から夫(a18-6)をA10家へ迎えた。このa18-6の移動は、離婚に起因するものと考えられる。その後、A10家では、天保11(1840)～天保12(1841)年に妻(a10-3)は死亡し、天保12(1841)～天保13(1842)年にはA18家から迎えた夫(a18-6)は再びA18家へ戻った。このa18-6の移動は、妻(a10-3)の死に起因するものと考えられる。この頃、A17家では、天保8(1837)～天保9(1838)年に青年(a10-2)の妻は死亡し、天保12(1841)～天保13(1842)年に青年(a10-2)は再びA10家に戻り、父(a10-1)と同居した。この父(a10-1)は、まもなく天保15(1844)～弘化2(1845)年に80～81歳で死亡しているため、老衰などのために、世話をする人が必要であったと推測される。青年(a10-2)がA10家へ戻ることによって、父(a10-1)は一人暮らしをまねがれたことになる。この青年(a10-2)の移動は、a18-6が父(a10-1)を一人残してA18家へ移動したことに起因するものと考えられる。そして、

天保13(1842)～天保14(1843)年に、青年(a10-2)はA16家から妻(a16-2)を迎えた。

天保5(1834)年から天保15(1844)年にかけての家の形態は、自然部落型である。しかし、弘化2(1845)年には青年(a10-2)のオジ(a2-6)が移動してきて、弘化4(1847)年には青年(a10-2)の母(a5-2)と姉(a5-3)がA5家から一緒に移動してきたために、弘化2(1845)～嘉永5(1852)年にはオジ・オーバーオイ・メイ型の家の形態に変化した。嘉永7(1854)～安政7(1860)年には二組の夫婦が同居する状態が続き、家の形態は3分類のいずれにも属さないその他の形態となる。慶応4(1868)～明治2(1869)年に青年(a10-2)の娘(a19-5′)が死亡したと同時にA3家から娘(a15-6′)が移動してきた。このa15-6′の移動はa19-5′の死に起因するものと考えられる。明治2(1869)～明治3(1870)年にはこの娘(a15-6′)がE1家へ移動し、これと同時にA12家から3人(a12-3, a13-12′, a13-13′)が同居者として移動してきた。この3人の移動はa15-6′の移動に起因するものと考えられる。

2) 高島アイヌの家間移動が多くなる原因

天保5(1834)～明治4(1871)年の高島アイヌにおける一人一人の家間移動が、それぞれどのような状況で生じていたのかを検討した。その結果、高島アイヌにおいて他地域よりも多くの家間移動が生じた原因と考えられるものとして、次の4点が見出された。①配偶者の死、②配偶者以外の死、③離婚、④配偶者以外の離別の4点である。この4つの原因は、人口減少および2回以上の移動者が家構成員の流動性とかかわっていることが推測されることと符号する。次に、それぞれの原因について述べる。

①配偶者の死による移動

家の構成員のなかで夫婦のみに着目すると、天保5(1834)～明治4(1871)年に、妻のみが死亡した事例32例、夫のみが死亡した事例26例、夫と妻

がほぼ同時に死亡した事例4例が確認された。まず、妻と死別した32人の寡夫の場合、妻の死後に他家へ移動したのは10人（うち2人は婚姻のため）であり、妻の死後もその家にとどまった22人のうち7人は新たに妻を迎えた。こうして、妻の死後に17人（寡夫10、新妻7）が家間移動をした。この家間移動のほとんどは、妻の死後6年以内に生じている。1例（寡夫）のみが12年後に移動しているが、この移動は配偶者の死を原因とするものとは考えられないので対象外とする。妻の死後も家間移動を伴わなかった寡夫15人のうち8人は妻の死後6年以内に死亡し、13人までが10年以内に死亡していることから、妻の死後に家間移動が生じる度合いは高かったことがわかる。次に、夫と死別した26人の寡婦の場合、夫の死後に他家へ移動したのは11人（うち4人は婚姻のため）であり、夫の死後もその家にとどまった15人のうち2人は新たに夫を迎えた。こうして、夫の死後に13人（寡婦11、新夫2）が家間移動をした。家間移動のほとんどは、夫の死後5年以内に生じている（1例のみ7年後）。夫の死後も家間移動を伴わなかった寡婦13人のうち8人は夫の死後6年以内に死亡し、11人までが10年以内に死亡している。

以上のように、夫婦のみに着目すると、配偶者の死によって30人が移動した。この30人が移動する際には、息子や娘などとともに2人以上の移動単位を形成した事例が10例含まれており、しかも、いったんは婚姻以外による移動をした後、間もなく他家へ再婚した3例を含めると、配偶者の死によって58人が移動したことになる。その58人の内訳は、配偶者の死亡した家から他家へ移動したのが41人（うち11人は婚姻のため）、その家へ移動してきたのが17人（うち14人は婚姻のため）である¹⁹⁾。婚姻以外による移動者33人のうち25人²⁰⁾については、それぞれの移動先の家の構成員との最も近い親族関係をみると、親子4人、兄弟姉妹6人、親子・兄弟

姉妹3人、オジ・オイ1人、厄介11人となる。

②配偶者以外の死による移動

配偶者以外の者の死により、その家に残された者が他家へ移動したり、他家から誰かが移動してくる事例が16例確認された。配偶者以外の死によって、その家に残される者が1人の場合、その1人が他家へ移動したのが4例（うち1例は婚姻のため）、その家へ誰かが移動してきたのが2例（うち1例は婚姻のため）である。残された者が2人以上の場合には、10例のうち9例において誰かが他家へ移動しており、寡婦と亡夫のオジのように親族関係が近くない場合には別々の家へ移動していた。多くの移動が、死者が出ると同時（1年以内）に生じており、そのほかに、1年後1例、2年後2例、4年後2例である。こうして、配偶者以外の死によって移動したのは27人である。27人の内訳は、死によって他家へ移動したのが21人（うち4人は婚姻のため）、その家へ移動してきたのが6人（うち3人は婚姻のため）である。婚姻以外による移動者20人について、それぞれの移動先の家の構成員との最も近い親族関係は、親子3人、兄弟姉妹3人、親子・兄弟姉妹6人、オジ・オイ1人、厄介5人、養女2人である。

③離婚による移動

夫婦が離婚した事例は15例が確認された。夫婦のみに着目した場合、離婚によって、夫のみが他家へ移動した事例が2例（うち1例が新夫を迎えた事例）、妻のみが他家へ移動した事例が6例（うち2例が新妻を迎えた事例）、夫と妻の2人がそれぞれ別々の家へ移動した事例が7例である。すべての移動が離婚と同時（1年以内）に生じている。離婚した15例（30人）のなかの19人（前夫7、前妻12）が再婚したが、そのほとんどが離婚と同時（1年以内）に生じている。そのほかに、2年後に再婚した事例が1例、11年後に再婚した事例が1例である。離婚後も家間移動を伴わなかった5人（前夫4、前妻1）のうち2人は離婚後5年以内に死亡している。

このように、夫婦のみに着目すると、離婚によって25人が移動した。しかし、移動する際は息子や娘あるいは母などとともに2人以上の移動単位を形成した事例が7例であり、しかも、いったんは婚姻以外による移動をした後、間もなく他家へ再婚した1例を含めると、38人が移動したことになる。38人の内訳は、離婚が生じた家から他家へ移動したのが36人（うち23人は婚姻のため）、その家に移動してきたのが2人（婚姻のため）である。婚姻以外による移動者13人のうち11人²¹⁾について、それぞれの移動先の家の構成員との最も近い親族関係は、親子2人、兄弟姉妹6人、親子・兄弟姉妹2人、厄介1人となる。

④配偶者以外の離別による移動

配偶者以外の者が他家へ移動することによって、残された者が1人になる場合、一人暮らしにならないように他家から誰かが移動してくる事例が3例であった。娘が他家へ移動し、残された父が妻を迎えた事例。息子が他家へ移動し、残された父の所へ別の息子が移動してきた事例。娘が他家へ移動し、残された父の所へ同居者として男がその息子2人とともに移動（3人の移動単位）してきた事例の3例である。以上の3例（5人）の移動は、すべて離別が生じたと同時に（1年以内）に行なわれていた。ただし、一番目の事例では、婚入してきた妻は、配偶者以外の死によって他家を離れており、この移動には2つの原因が同時にはたらいっている。

以上の4つの原因によって生じた家間移動には、複数の原因が同時にはたらくことによって生じた移動の重複が含まれている。たとえば、夫の死によってその家を出た寡婦が、妹の死によって一人残された兄の住む家へ移動して、兄と妹の二人暮らしとなる場合、1人の寡婦の移動が、移動者を出す原因（配偶者の死）と移動者を受け入れる原因（配偶者以外の死）とで別々に捉えたために、2人が移動したことになる²²⁾。このような重複を考慮して、

第4表 高島場所における4つの原因別移動者数

Table 4 Number of persons who moved between households, by four causal factors

原因	移動者数	
① 配偶者の死	40	(39.2)
② 配偶者以外の死	17	(16.7)
③ 離婚	30	(29.4)
④ 配偶者以外の離別	3	(2.9)
①と②の複合	6	12(11.8)
①と③の複合	1	
①と②と③の複合	3	
①と④の複合	1	
②と④の複合	1	
計	102(100)	

() 内の数値は% (百分比) である。
 (「西川家文書」 により作成) 。

原因別の移動者数を整理すると、4つの原因による移動者が102人確認された（第4表）。配偶者の死に起因する移動者が最も多く、総移動者数の39.2%を占めている。人の死にかかわらない移動者は、離婚に起因する30人と配偶者以外の離別に起因する3人のみである。つまり、人の死にかかわる移動者は69人であり、これは総移動者数の67.6%を占めることになり、家間移動のおもな原因は人の死であったことがわかる。家の人的構成に着目すると、配偶者の死に起因する40人と離婚に起因する30人と両者に起因する1人の計71人は、総移動者数の69.6%に相当し、夫婦関係にかかわるものが主であったことがわかる。

3) 家間移動が生じる4つの原因と家構成員の流動性

4つの原因による家間移動を移動回数別にみると（第5表）、移動回数が2回およびそれ以上の移動例36例のすべてが、少なくとも1回は、4つの原因のいずれかに起因する移動をしており、その人数の79.2%（76/96）が4つの原因によるものであった。たとえば、移動回数が5回の移動者は5回とも、移動回数が7回の移動者は7回のうち5回までが、そ

第5表 高島場所における移動回数別・原因別移動者数

Table 5 Number of persons who moved between households, by four causal factors and number of movements

移動回数	事例数	人数
1	45 (26)	45 (26)
2~7	36 (36)	96 (76)
計	81 (62)	141 (102)

()内の数字は4つの原因による移動を示す。
 (「西川家文書」により作成)。

それぞれ4つの原因のいずれかによる移動である。全期間中に生じた家間移動者の総数141人の72.3% (102人)が、4つの原因による移動であった。ここで、高島アイヌで移動者が多くなる理由として考えられた4つの原因による移動者102人を除外して、残る39人(141-102)の移動のみが生じたと仮定する。この仮定の下で、第1表に示したように、人口100人当たりで10年間に生じる家間移動者数を算出すると、高島場所は13.6人となる。この値は、人口増加期に相当する東蝦夷地の三石場所、静内場所の値と非常に近い。

以上のことから、高島アイヌの家構成員が流動的に変化しおもな原因は、①配偶者の死、②配偶者以外の死、③離婚、④配偶者以外の離別の4つであり、とくに、人の死および配偶者の死別・離別であると考えられる。高い死亡率や離婚によって損なわれた夫婦関係は、婚姻のための移動によって修復された。婚姻以外による移動においては、親子・兄弟姉妹関係で移動先を決めた場合には、オジ・オバー・オイ・メイ型の家や兄弟姉妹型の家が形成され、移動先に近い親族がいない場合には、厄介、合宿という同居者を含む家が形成されることになったと考えられる。

4) 家構成員の流動性のメカニズム

高島アイヌの家構成員の流動性は、おもに配偶者の死、配偶者以外の死、離婚、配偶者以外の離別に

起因する個人の家間移動によって惹き起こされていた。とくに配偶者の死と離婚に起因する移動者は69.6%を占める。そこで、夫婦関係に着目して家構成員の流動性のメカニズムを考察する。ただし、高島アイヌで確認された次の事実に基づくものとする。

- ①死亡者が多く、人口は大きく減少していた。
- ②2人以上からなる移動単位のひとつは、移動回数が2回およびそれ以上の移動者によって構成されており、その移動単位の親族関係は親子が中心であった。
- ③家構成員の人的構成のなかで夫婦関係に着目すると、すべてが一夫一婦制であるが、死別・離別の事例が非常に多く、しかも、再婚など2回目以上の婚姻例が多かった。
- ④婚姻による家間移動者のなかで、婚姻当事者の婚姻時の年齢は14~59歳である。
- ⑤移動回数が2回およびそれ以上の移動者の居住期間の多くは15~38年間である。

すなわち、ある家の構成員のなかで、夫と妻およびその未婚の子女という核家族形態に着目すると、夫(もしくは妻)との死別あるいは離別によって、妻(もしくは夫)は再婚などのためにその未婚の子女を伴い他の家へ移動する。こうして、妻(もしくは夫)は嫁入り(もしくは婿入り)の後に、夫(もしくは妻)との死別・離別によって他の家へ2回目の移動をすることになる。この2回目の移動のときに移動単位を構成した未婚の子女は、その後、年齢が14歳以上になると自らの婚姻(初婚)のために他の家へ2回目の移動をする。そして、その夫婦にも死別・離別が生じて3回目の移動が続く。こうして、移動回数が2回を越える移動者が出現し、家の構成員は流動的に変化していたと考えられる。他の家へ1度は移動した後に、再び、以前に居住したことのある家へ戻る事例が非常に少なかったのは、近い親族が本拠地とする家からさまざまな家へ離散したり、死亡したためと考えられる。

紋別場所においても、高島場所と同様に、人口は大きく減少しており、しかも夫婦の死別・離別と推測される事例が多く、再婚などの2回目以上の婚姻の事例が多かった。したがって、紋別場所においても、高島場所と同じようなメカニズムによって家構成員が流動的に変化していた可能性が高い²³⁾。

V 結 論

漁撈・狩猟・採集生活をしていた江戸時代のアイヌが和人の影響を受けるようになった段階で、家の構成員が流動的に変化していた現象が確認されている。しかし、なぜ、家の構成員が流動的に変化するのは、まだ不明であった。

天保5(1834)年から明治4(1871)年にかけての高島アイヌでは、多くの家が高島場所内にとどまっていたが、家単位の居住者を追跡した結果、個人の家間移動が激しく、家の構成員は流動的に変化していた。家間移動回数を比較すると、家構成員が流動的に変化していた高島場所、紋別場所では2回以上の移動者が多く、家構成員が固定的であった静内場所、樺太南西部ではほとんどが1回のみ移動者であった。すなわち、家構成員の流動性は、移動回数が2回以上の移動者によって惹き起こされていたことになる。高島場所において家間移動が激しく生じたおもな原因は、高い死亡率と離婚である。とくに配偶者との死別・離別によって、親子・兄弟姉妹の居住する家へ移動したり、あるいは再婚のために他家へ移動することによって2回以上の移動が生じていた。その結果、家の構成員は流動的に変化していた。したがって、家構成員の流動性は、必ずしも狩猟・採集という生業形態や遊動性とはかかわりなく生じていたことになる。

本研究では平成2・3・4年度文部省科学研究費(課題番号02858068, 03858064, 04808038, 代表者:遠藤匡俊)を用いた。本稿の骨子は1990年度日本地理学会秋季学術大会、1991年10月日本人類学会・日本民族学会

連合大会において発表した。

(投稿 1992年5月6日)

(受理 1993年11月13日)

注

- 1) 西田(1984)のいう定住生活とは、数家族以上からなる集団が少なくとも1年間以上にわたって1カ所の根拠地(村)を維持し、季節に応じた諸活動のほとんどを村から通える範囲内で行なう生活である。
- 2) 和人地におけるアイヌ集落に関する研究としては海保(1978)や榎森(1981)の報告例などがある。
- 3) このような一般的理解(羽原, 1937; 高倉, 1940; 足利, 1968; アイヌ文化保存対策協議会, 1969; 小林, 1975)は、アイヌの空間利用形態が居住集団ごとに生活の領域を保持していたとする報告(泉, 1952; 渡辺, 1965)とも符号する。季節的とは1年以内という期間を、出稼ぎ的とは基点となる特定地を発し再び基点に戻る移動をさす。
- 4) 江戸時代のアイヌ集落の分布はおもに十勝川、沙流川、天塩川流域や海岸地域で復元され(高倉, 1940; 吉田, 1955; 富水, 1966; 足利, 1968; 小林, 1975; 羽田野, 1981; 鈴木, 1984; 煎本, 1987)、集落の位置や戸数・人口規模の変化をもって本拠地の固定性が議論されてきた。しかし、集落の位置は一定しているも居住者が集落間で本拠地を移す事例が確認されている(遠藤, 1985, 1987a)。
- 5) 高倉(1940)によって文久2(1862)年の紋別場所は強制部落とされたが、必ずしも海岸立地の大集落ではなく(遠藤, 1987b)、和人との雇用関係によるとはいえ季節的・出稼ぎ的移動が生じていた(海保, 1980; 遠藤, 1990)。強制部落かどうかは再検討の必要があると考えられる。
- 6) 家構成員の流動性の検討例は、静内場所や樺太南西部と比べて紋別場所ではより流動的に変化していた報告(遠藤, 1990)があるにすぎない。
- 7) 明治9(1876)年1月の「北見国第二十七大区小区紋別郡古民戸籍并人員帳」(北海道大学北方資料室蔵)と明治9(1876)年8月の「北見国紋別郡古民姓名改正調」(北海道立文書館蔵)の記載内容はよく一致する。
- 8) 慶応2(1866)年の「覚(シツナイ場所土人別帳)」は一部欠損しているの、記載された戸数・人口は若干少なくなる。
- 9) 史料に父母、兄弟姉妹などと記された場合に、それは必ずしも生物学的な血縁関係のみを意味するものではなく、たとえ生物学的には他人に近くてもその社会で認知されている関係という意味の社会的な血縁関係を意味するものと考えられる。

- 10) この時代区分は、『北海道史』(1918),『新撰北海道史』(1937),『新北海道史』(1970)などで用いられている。
- 11) 文化1(1804),文政5(1822)年の高島アイヌの人口は,それぞれ「松前雜記」,「文政壬午野作戸口表」(いずれも足利(1977)所収)による。これによれば,文政5(1822)年の人口は189人であり,「タカシマ御場所蝦夷人別書上」(文政5,「西川家文書」所収)の値と一致する。
- 12) 年平均人口減少率を x (%),人口を a (人), n 年後の人口を b (人)とすると, $b=a(1+\frac{x}{100})^n$ 。
- 13) 後幕府直轄時代を安政2(1855)~明治2(1868)年とすると,人口減少率は54.9%(39/71),年平均人口減少率は5.9%となる。
- 14) 史料に死亡者として記された年次以後は,ほとんどの場合にその人名は史料からは消えている。そこで,史料上は死亡した旨の記録がない場合でも,個人の生前・年齢を照合して追跡する方法を用いて,追跡できなくなった年次に死亡したものと判断した事例が少数例ある。
- 15) 慶応2(1866)年には沙流場所と白老場所から合計26人のアイヌが鯨加工のために雇い入れられたという報告(長谷川,1987)があるものの,高島場所での滞在期間が3カ月と短かく,この26人は人別帳には記されていない。人別帳の名前を追跡する限りでは,他場所からの転入者と判断される事例は1人のみであった。
- 16) A_i 家の構成員の維持率 S_i を次のように定義する(遠藤,1990)。 $S_i=M_i/M_i$
 M_i : ある年次における A_i 家の構成員(他の家からの流入者を含む)のなかで一定期間後にもいずれかの家に確認される人数。 $M_i \geq 1$ 。
 M_i : M_i のなかで一定期間後にも A_i 家に所属した人数。
- 17) 同一単位(遠藤,1990)の分析によっても,静内場所・樺太南西部に比べて高島場所と紋別場所における家構成員の流動性が高かったことが確認された。
- 18) 主要構成員のほかに同居者の夫婦をも対象に加えると,二組以上の夫婦が同居する家の構成比は,文政5(1822)年には35.5%と高い値を示す。しかし,天保5(1834)~明治4(1871)年では,あまり違いはない。
- 19) アイヌ社会では,夫に死別した寡婦は3年経たないと再嫁は喜ばれないとされるが(アイヌ文化保存対策協議会,1969),夫と死別後に再婚した8人の寡婦のうち5人までが3年以内の再婚である。また,夫に死別した寡婦が夫の系統の者などに再嫁するために一夫多妻婚(polygyny)が生じたとされるが(アイヌ文化保存対策協議会,1969),高島アイヌではすべてが単婚(mono-gamy)の一夫一婦制であり,複婚(polygamy)の事例は1例もなかった。文政5(1822)年においても複婚の一夫多妻婚(polygyny)と一妻多夫婚(polyandry)は1例も確認できなかった。

- 20) 婚姻以外による移動者33人のなかで,移動先に居住者のいない事例(4人の移動単位1例)の4人,および,いったんは婚姻以外による移動をした後に間もなく他家へ再婚した事例のなかで再婚のための移動の部分(2人の移動単位1例を含む)の4人を除く25人を対象とした。
- 21) 婚姻以外による移動者13人のなかで,移動先に居住者のいなかった1人,および,いったんは婚姻以外による移動をした後に間もなく他家へ再婚した事例のなかで再婚のための移動の部分の1人を除く。
- 22) たとえ移動が生じる原因は1つであっても,その家から移動者を出す原因と移動者を受け入れる原因で別々に捉えたために,配偶者の死による4人,離婚による2人の移動が,それぞれ8人,4人となっている。
- 23) カナダ北西部で狩猟・漁撈・採集生活をしていたヘヤー・インディアン(Hare Indian)において,1961~1963年頃に家の構成員が頻繁に変化していた(須江,1964;原,1989)。白人にもたらされた結核による1951年頃の人口減少とのかわかりが注目される。

文 献

- アイヌ文化保存対策協議会(1969):『アイヌ民族誌』。第一法規,800p。
- 足利健亮(1968):東蝦夷地における和人と蝦夷の居住地移動。人文地理,20,33-65。
- 足利健亮(1977):蝦夷地。藤岡謙二郎編:『日本歴史地理総説 近世編』。吉川弘文館,321-336。
- 泉 靖一(1952):沙流アイヌの地縁集団におけるIWOR。民族学研究,16,213-229。
- 煎本 孝(1987):沙流川流域アイヌに関する歴史的資料の文化人類学的分析:C.1300-1867年。北方文化研究,18,1-218。
- 榎森 進(1981):和人地におけるアイヌの存在形態と支配のあり方について。地方史研究協議会編:『蝦夷地・北海道——歴史と生活——』。雄山閣,252-304。
- 遠藤匡俊(1985):アイヌの移動と居住集団——江戸末期の東蝦夷地を例に——。地理学評論,58A,771-788。
- 遠藤匡俊(1987a):江戸末期の三石アイヌにおける流動的集団の形成メカニズム。地理学評論,60A,287-300。
- 遠藤匡俊(1987b):アイヌの移動形態を復元する方法について——地図と地名を用いて——。地図,25(4),18-24。
- 遠藤匡俊(1988):流動的集団の集落地理学的考察。地理,33(9),95-99。
- 遠藤匡俊(1990):紋別アイヌの家構成員の流動性。地理学評論,63A,221-236。
- 遠藤匡俊(1991):三石アイヌの集団の流動性に関するデ

- 一々の訂正。岩手大学教育学部研究年報, 51(1), 23-30.
- 荻原真子 (1987): アイヌ。石川栄吉・梅棹忠夫・大林太良・蒲生正男・佐々木高明・祖父江孝男編:『文化人類学事典』, 弘文堂, 4-5.
- 奥山 亮 (1979):『補稿アイヌ衰亡史』。みやま書房, 276p.
- 小樽市 (1981):『小樽市史 第1巻』。国書刊行会, 770p.
- 海保嶺夫 (1974):『日本北方史の論理』。雄山閣, 321p.
- 海保嶺夫 (1978):『幕藩制国家と北海道』。三一書房, 332p.
- 海保洋子 (1980):蝦夷地の戸籍史料について——その成立と性格をめぐって——。北海道史研究, 22, 13-35.
- 海保洋子 (1992):『近代北方史——アイヌ民族と女性と——』。三一書房, 327p.
- 片上広子 (1992):松浦武二郎の調査記録による蝦夷地の地域構造の分析。歴史地理学, 158, 22-36.
- 菊田勇夫 (1982):外庄と同化主義——幕領期アイヌ支配の位置——。高倉新一郎監修・海保嶺夫編:『北海道の研究 第4巻』。清文堂, 1-30.
- 小林和夫 (1975):安政3年の蝦夷地におけるコタンの分布。北方文化研究, 9, 93-127.
- 佐々木利和 (1978):強制コタンの変遷と構造について——とくにアプタ・コタンを中心に——。法政史学, 30, 78-89.
- 佐々木利和 (1981):レブンゲ・コタン誌稿——とくにコタン構造から——。地方史研究協議会編:『蝦夷地・北海道——歴史と生活——』。雄山閣, 305-334.
- 須江ひろ子 (1964):Hare 族の社会構造——変貌する社会の一断面——。民族学研究, 28, 181-196.
- 鈴江英一 (1983):和人地における村の成立。高倉新一郎監修・海保嶺夫編:『北海道の研究 第3巻』。清文堂, 77-139.
- 鈴木邦輝 (1984):天塩川流域のコタン分布——19世紀の文献資料から——。北海道地理, 58, 29-34.
- 高倉新一郎 (1940):アイヌ部落の変遷。社会学, 7, 130-163.
- 高倉新一郎 (1972):『新版 アイヌ政策史』。三一書房, 616p.
- 田中二郎 (1971):『ブッシュマン』。思索社, 144p.
- 田端 宏 (1983):場所請負制度崩壊期に於ける請負人資本の活動——西川家文書の分析——。高倉新一郎監修・海保嶺夫編:『北海道の研究 第3巻』。清文堂, 287-325.
- 富水慶一 (1966):アイヌ民族の集落。北海道の文化, 10, 36-55.
- 鳥居龍蔵 (1903):『千島アイヌ』。吉川弘文館, 210p.
- 中根千枝 (1970):『家族の構造——社会人類学的分析——』。東京大学出版会, 461p.
- 西田正規 (1984):定住革命——新石器時代の人類史的意味——。季刊人類学, 15(1), 3-35.
- 長谷川伸三 (1981):幕末期西蝦夷地における場所経営の特質——西川家高島場所の事例——。地方史研究協議会編:『蝦夷地・北海道——歴史と生活——』。雄山閣, 57-87.
- 長谷川伸三 (1987):幕末期西蝦夷地高島場所における現地労働力の存在形態。商学討究, 37(1・2・3) (合併号), 57-80.
- 羽田野正隆 (1981):十勝平野におけるアイヌ集落の立地と人口の変遷——江戸時代後期を中心に——。北方文化研究, 14, 173-198.
- 羽原又吉 (1937):アイヌの社会経済生活——主として漁獵生活よりの考察——(二)。歴史学研究, 7, 779-832.
- 原 ひろ子 (1989):『ヘヤー・インディアンとその世界』。平凡社, 493p.
- 原司令三 (1977):狩獵。祖父江孝男・米山俊直・野口武徳編:『文化人類学事典』。ぎょうせい, 13-19.
- 北海道史編纂委員会 (1970):『新北海道史 第2巻』。北海道, 902p.
- 北海道史編纂委員会 (1981):『新北海道史 第1巻』。北海道, 367p.
- 丸瀬布町史編纂委員会 (1974):『丸瀬布町史 上巻』。丸瀬布町役場, 768p.
- 山田 健 (1983):北海道高島地方における鯨漁業の成立。高倉新一郎監修・桑原真人編:『北海道の研究 第6巻』。清文堂, 159-207.
- 吉田 巖 (1955):『愛郷誌料』。帯広市社会教育叢書, 1, 128p.
- リチャード・エドモンズ (1981):和人地・蝦夷地の境界とその変遷。人文地理, 33, 193-209.
- 米山俊直 (1988):バンド band。下中直也編集:『世界大百科事典 23』。平凡社, 574.
- 渡辺 仁 (1965):アイヌ。今西錦司・姫岡 勤・藤岡謙二郎・馬淵東一編:『民族地理 上巻』。朝倉書店, 213-225.
- Ichikawa, M. (1978): The residential groups of the Mbuti pygmies. Senri Ethnological Studies, 1, 131-188.
- Tanaka, J. (1978): A study of the comparative ecology of african gatherer-hunters with special reference to San (Bushman-speaking people) and Pygmies. Senri Ethnological Studies, 1, 189-212.
- Lee, R. B. and DeVore, I. (1968): Man the Hunter. Aldine Publishing Company, Chicago, 415p.
- Watanabe, H. (1972): The Ainu ecosystem, environment and group structure. Univ. of Tokyo Press, 170p.

The Mobility of Household Members of the Ainu in the Takashima District of Hokkaido, Japan, 1834-1871

Masatoshi ENDO*

Many old documents show that the Ainu in the Edo period (1603-1867), who lived on fishing, hunting, and collecting, were migratory people. It is also widely accepted that the Ainu moved seasonally from their fixed bases. This probably indicates that the residents of the bases were relatively stable. But a detailed analysis of other documents shows that two types of mobility were found in Ainu society: inter-settlement movement of households and inter-household movement of the inhabitants.

The purpose of this paper is to show that during the years 1834-1871 the households in the Takashima district of Hokkaido were open, flexible, and variable in composition as a result of the inter-household movements of its members, though most of the households had fixed bases within the same district. The inter-household movements were analyzed by tracing the name, age, and kinship relations of each of the household members. For example, if the name of a member of household A1 in 1834 was found in the list of members of household B2 in 1835, he or she was recognized as having moved from A1 to B2. The kinship relationships of each member show which members of a household moved together and whether they moved for marriage or not. The documents used in the analysis are the annual lists of the inhabitants during 1834-1871, which were compiled by the Japanese. The details of the findings are as follows.

In the Takashima district during 1834-1871, the population of the Ainu decreased dramatically (Figs. 1 and 2). Their life had already changed, to depend less on fishing, hunting, and collecting, under the influence of the Wajin (old Japanese). The bases of most of their households were fixed within the same district, but many resident members moved between households (Fig. 3). The number of persons per 100 inhabitants during a 10-year period who moved between households was very large in the Takashima and Monbetsu districts. But it was small in the Mitsuishi and Shizunai districts and the southwestern part of Sakhalin (Table 1).

Of the 162 persons in the Takashima district whose names appeared in two or more than two lists, 81 (50%) moved to other households once or more than once. Such movements caused the membership of household A10, for example, to change greatly during the period 1834-1871 (Fig. 6). During the period 1834-1871, the Takashima inhabitants who moved between households moved individually in most cases, rarely together. When they moved together, they were in most cases children and their fathers and/or mothers (Table 2). When they moved individually, 40.4% (57/141) of them moved for marriage. 54.8% (57/104) of the cases where they moved together also involved persons

who moved for marriage.

The number of persons who moved and/or stayed together all the time as if they were one unit was small in the Takashima and Monbetsu districts, but it was large in the Shizunai district and the southwestern part of Sakhalin. This suggests that household membership was less stable in the Takashima and Monbetsu districts than in the Shizunai district and the southwestern part of Sakhalin (Fig. 5).

Many of the Takashima and Monbetsu inhabitants who moved between households moved two or more times, but in the Shizunai and southwestern part of Sakhalin most of the inhabitants moved only once when they moved (Table 3). Thus the high mobility rate of household members was caused mainly by persons who moved between households twice or more. When they moved a second or third time, most of them did not return to the same household to which they had belonged before. Therefore, it is regarded that they did not have fixed bases in the Takashima district.

The households (except for an inmate of the Ainu dwelling house) were classified into types A, B or C (Fig. 5). Type A is a simple family consisting of a father, a mother and their unmarried children, a widow or widower plus her unmarried children, a married couple, or a single man or woman. In addition, this type includes, each household member plus a father or mother of each older generation. Type B is a family including unmarried and/or married children plus their fathers' or mothers' siblings. Type C households consist of married and/or unmarried siblings. 40–50% of the total number of households were Type A, 10–25% were Type B, and 15–20% were Type C.

Four factors were recognized as main causes for the movement of household members: the death of a spouse (for example during the years 1840–1841 in Fig. 6), the death of someone other than a spouse (ex. 1868–1869), the divorce of a married couple (ex. 1835–1836), and the separation of someone other than a spouse (ex. 1869–1870). 72.3% (102/141) of the total number of persons who moved between households were caused by these four factors. Of 102 persons, 67.6% (69/102) were caused to move by the death of a spouse and/or another person, and 69.6% (71/102) moved because of the death of a spouse and/or the divorce of a married couple (Table 4). All persons who moved twice or more than twice were caused to move at least once by one of the four factors (Table 5). The mechanism of the mobility of household members, with reference to a simple family, is as follows.

After the death of a spouse, the widow or widower moves to another household, individually in many cases and together in some cases. When they move together, they are in most cases children and a father or mother. In many cases they move to the households where their siblings and/or their fathers and/or mothers dwell. This is the first movement for the unmarried children. When the unmarried children are over 14 years old, they may move to another household for their own marriage. This is their second move. Then the death of someone or a divorce causes them to move to a third household.

The mobility of household members as analyzed in this study did not necessarily have a relation

to gathering-hunting activity and/or the nomadic mode of life.

Key words: the Ainu, Edo period, Hokkaido, mobility of household members, decreasing in population.